

第6回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年7月25日 午前9時30分

浜田市役所4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	5番 川本 聖光
6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	9番 林 秀司	10番 三浦 博文
11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登	16番 大谷 数義	
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀	5推 小川 明人
6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭	8推 河野 恒弘
10推 野上 省三	11推 岡田 勝	13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文
17推 原田 和義	19推 齋藤 久行		

2. 欠席委員

4番 徳田マスエ、	8番 三明多佳志、	13番 岡本 健治、
14番 青葉 真、	15番 柿元 信次、	
2推 田村 邦麿、	18推 永見 繁廣	

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長

河野農地係長

農林振興課 川邊主事

会 長 おはようございます。ただいまから第6回浜田市農業委員会総会を開催いたします。非常に最近暑くなりまして、7月7日前後頃に雨が降って以来、ずっとこの様な天候が続いておりまして、過去に経験のされたことの無い様な、33度34度というような高温が続いておりまして、毎日テレビ等では、暑さ対策で熱中症に伴う死亡等々が報じられているという事でございます。また非常に畑、作物につきましても、水に近いところ等はいい訳でございますが、そうでないところはもう干上がっているというふうな状態でございます。私も個人的には、もう雨が降るだろう、降るだろうと思って水をやらな
いでいたのですが、どうしても、もう耐えられませんので、2、3日前から用水からポンプアップしてやっておりますが、ほとんど効果があるかないか分からない状態でございます。水の遠いところはたいぎだからやりませんが、皆枯れて来ていると、茄子にしてもキュウリにしてもトウモロコシにしても、ほとんど育ってくれておりません、こういう状況がまだまだ当分続く様でございますが、皆さん方も健康管理には十分留意していただきまして、今からまた忙しくなりますが、ご活躍をご祈念いたしたいと思っております。

本日の欠席は、

4番 徳田マスエ 委員、 8番 三明多佳志 委員、
13番 岡本 健治 委員、 14番 青葉 真 委員、
15番 柿元 信次 委員
2推 田村 邦麿 委員、 18推 永見 繁廣 委員
以上7名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

7番 廣瀬 康友 委員、 9番 林 秀司 委員、
以上 2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

16番 大谷 数義 委員、 17番 佐々岡常喜 委員です。
よろしく申し上げます。

会 長 では、議事に入ります。

議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求める。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、7件、18筆、17,734㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は7月27日を予定しており、利用権設定についての開始日は8月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見、ご質問がございましたらご発言願います。

第 4 推 （三浦 寿紀 推進委員）

4番推進委員の三浦です。4号の件ですが、期間が8ヶ月という短期なのですが、短期契約には何か理由があるのでしょうか。

会 長 事務局お願いします。

事 務 局 ちょっとすいません、どうかというのはちょっと分かりませんが、多分3

月 31 日までということで、何らかの理由で始期の方が遅くなったのかなと思います。また申請書の方を見てみたいと思いますが、ちょっと理由は分かりません。すみません。

会 長 三浦委員、よろしいでしょうか。それでは、後でちょっと…。(はい。)

会 長 他にございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手～

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

続きまして議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料は3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。資料は4、5ページ、図面番号①、②をご覧ください。申請地は、熱田町の畑、外1筆の畑です。場所は、県立浜田商業高校から約600mと300m北の、熱田町内です。この申請は、譲受人が贈与で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積

は 44a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

農地法第 3 条申請については、以上 1 件です。

会 長 　　ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1 号につきましては、18 番 佐々木 委員お願いします。

第 18 番 　　(佐々木京子 委員)

18 番、佐々木です。4 月 17 日に事務局の河野さんと現地を確認しに行きました。イチジクやらレモンとか、畑の方も野菜もきっちり作っておられて息子さんもお手伝いされている様で、きれいに畑を管理されていました。何も問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 　　以上で、第 3 条申請についての説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員 　　～挙手 多数～

会 長 　　ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 　　続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　　それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地

以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。資料は7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、長浜町の畑です。場所は、市立長浜小学校から約800m西の、長浜町町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして2号から4号について説明します。資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、日脚町の畑、外2筆の畑と同じく日脚町の畑、外1筆の畑と、同じく日脚町1397の畑、外1筆の畑です。場所は、市立長浜小学校から約570m北の、日脚町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を2号申請のところを進入路に。3号申請のところを個人住宅に。4号申請のところを駐車場にするもので、周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして5号について説明します。資料は9ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、周布町イ309番1の畑、19㎡です。場所は、市立周布小学校から約360m南西の、周布4町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので、周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして6号について説明します。資料は10ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、上府町イ1888番1の畑、175㎡です。場所は、市立浜田東中学校から約600m南東の、伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので、周囲に農地はなく他の農地へ

の影響はないものと思われます。

続きまして7号について説明します。資料は11ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、久代町1057番の畑、外5筆の畑、合計3,430㎡です。場所は、県立石見海浜公園から約470m北東の、久代1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を砂利採取するもので、2年間の一時転用です。他の農地への影響はないよう緩傾斜にしたり、4年間は現地を保証する予定です。なお、GIS上では見えにくく山林と化しておりますが、現在は写真で見るように樹木だけは伐採されております。また、過去45年前くらい山だったようですが、法面が畑だったらしく、真砂土を採取して現在の形になり、そのままだったそうです。その内、木が生えてきて、今回木だけは伐採したということです。

農地法第5条申請については、以上7件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号から5号は私の担当地区です。

先般、推進委員の前田委員と事務局と一緒に、第5条の1号から5号まで、現地を確認させていただきました。地図で見てもよく分かります様にほとんどのところが住宅地域でございまして、また新しく個人住宅を造るところにつきましても公共下水道等も整備されてございまして、その辺も問題ないと思っておりますし、周囲の方も家もずいぶん建っております、それに伴います進入路であったり、駐車場というスタイルでございまして、別段問題ないと前田委員とも協議をいたしましたので、よろしく申し上げます。

6号・7号につきまして、河野 推進委員お願いします。

第 8 番

(河野 恒弘 推進委員)

18番、河野です。先般、事務局と三明農業委員と現地を確認いたしました。

先程、事務局の方で説明がございました様に、問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会 長 以上で第5条申請について、全ての説明が終わりました。皆様方からご意見ご質問がございましたらお願ひします。

第 4 番 (三浦 寿紀 推進委員)

4番、推進委員の三浦です。2号の件でお聞きしたいのですが、譲受人が2人おられますが、この進入路の管理者がお2人というのは、どういう訳なのでしょう。

会 長 事務局の説明をお願ひいたします。

事 務 局 はい、2号の申請地のところですね、1398の16と1397の3、それとほんのちょっと市道認定の関係で三角形なのですが、1397の4という進入路ですが、一つは上の駐車場になる4号の申請地、ここの駐車場に入る柿丸さんのところへ行く進入路。それともう1個、少し消えかかっていますが、奥の方、中田さんという家、上に白井義彦さんの家があるのですが、この下にまた家を造る予定となっております。それで、買われるのがここにも載っておりますが、スエタ不動産さんがここの土地に、家を2軒くらいこの奥に造るという予定で、家が売れたあかつきには、ここの家に入る進入路ということで、上の駐車場への進入路と、横の将来的に家が建つ、そこへの進入路ということで、売れたあかつきには末田さんから買った人の名義に代えるという事ですので、買われた方と柿丸さんの共同の名義になると聞いています。

会 長 三浦委員、よろしいですか。(はい。)

その他、ございますか。

無い様ですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願ひしま

す。

委員 ～挙手 多数～

会長 ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

ここで、三浦委員から質問のございました、利用権設定の部分の8ヶ月の理由についての質問がございましたが、事務局の方で報告をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。申し出書の方を確認しましたところ、8ヶ月というのは、8月から来年の3月31日までが8ヶ月になる訳ですが、本来ですと本人が、4月からやりたかった様ですが、印鑑等も地主が東京の方にいらっしゃいますので、その関係でなかなか手間取りまして、農業委員会に提出していただくのが遅くなったという事であります。ですから、本来は4月からという意向でありましたが印鑑等いただくのが遅くなり、手続き等も遅くなったという形になっております。

会長 三浦委員、よろしいですか。

第4推 （三浦 寿紀 推進委員）

開始日が4月からで、ずれたという事なのですが、結果的に1年ということだと思っておりますが、水田なので1年という短期契約はちょっと考えにくいのですが、その辺はいかがでしょうか。

第7番 （廣瀬 康友 委員）

実は僕の担当なので、清水君もこの件については、僕に話に来てくれたのですが、現在は永見さんが共同農場との契約がまだ残っているんです。今年、水稲は植えていて、植えた以上、管理している以上は、農場との契約を一旦

打ち切らないといけない、その期間がこれだけあるという事です。それから新たに来年はどうするかというのは、現在検討中ということです。これは大変に悪い事だから、僕はやめなさいと言っているところです。そういう関係で、共同農場との契約期間がまだ8ヶ月残っているこの期間だけという事です。

会 長 今、廣瀬委員からありましたが、三浦委員よろしいですか。(はい)
ということで、この件につきましては、このような事で短期の8ヶ月という事だそうでございますので、よろしくお願いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事務局 認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料13ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、内村町880番2の田、399㎡の内8㎡です。場所は、浜田市美川公民館から約320m東の、本郷上町内です。この届出は、平成30年7月25日から平成30年9月30日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続きまして公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。

1号について、説明します。資料15ページ、図面番号⑨をご覧ください。届出地は、三隅町黒沢824番2、の田、外1筆の畑、合計2,205㎡です。場所は、黒沢公民館から約2km北東の、黒沢4区です。この届出は、平成30年7月25日から平成31年2月28日までを廃土期間として、平成29年度災害叶谷川河川災害復旧工事で発生する、廃土3,300㎡で届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。

続きまして農業用施設に供する届の報告をいたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、200㎡未満の畜舎、農業

用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第4条転用許可を受けなくても農地転用できるというものです。

1号について説明します。資料17ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、金城町久佐イ594番1の田、1,097㎡の内31.5㎡です。場所は、久佐公民館から約170m北東の、山根原です。この届けは、届出地に農業用作業場を建設するというものです。なお、写真では本人との連携ミスで、届け出てすぐ委員の確認前に着工され、写真では基礎が引かれていました。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

第 4 推 (三浦 寿紀 推進委員)

4番、推進委員の三浦です。廃土埋め立ての件ですが、耕作者、熊谷シズエさんという方はおいくつになられるのでしょうか。

会 長 黒沢の方の担当委員は、わかりますでしょうか。

第 10 推 (野上 省三 推進委員)

80くらいじゃないかと思います

第 4 推 (三浦 寿紀 推進委員)

はい、また農地として整備されることが条件なのですが、実際に農地として復元されても耕作は大変なのかなと、一応これ公共事業ですので、税金でされるので農地としての復元はいかなものかなというのは、私はずっと兼ねてから思っておりまして、その辺をちょっと、これは大きな問題なのではないのかなと思っておりますので、少し考えてもらえたらという事での発言なので、回答は求めておりません。

会 長 はい、ありがとうございました。その他ございませんか。
では報告を終わります。

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 別添、事務連絡資料をご覧ください。その前に、農業委員推進委員の研修会というのが7月の20日、開催をされる予定で10名くらい行っていただける予定になっていまして、愛媛県のサイヨシさんがこちらに来て講演等、実践をされる予定だったのですが、今回の西日本豪雨の関係で、災害でとても来られないということになりましたので、延期ということになりました。日程についてはまだ分かっておりませんが、とりあえず延期ということになりましたので、また日程等決まりましたら、皆様の方にご報告させていただきますので、一緒に行っていただければと思っておりますし、今回後で説明いたしますが、江津市と一緒に浜田の協議会の方から旅費を出したらいいのではないかという話も出ております。その研修会に行く場合に、日当1,100円くらいになると思います。あとバスはこちらの方で手配すると思いますが、その研修に行く場合には協議会からのお金を充てたらどうかという話も出ておりますので、また日程が決まればご案内したいと思いますので、その時はよろしくをお願いします。それから事務連絡の前に、公社の推進委員の植本さんの方から資料もいただいておりますので、ご説明をしたいということがありますので、植本さんよろしくお願ひいたします。

しまね農業
振興公社
植本 はい、失礼いたします。しまね農業振興公社の植本でございます。平素は農地中間管理事業等、しまね農業振興公社の事業につきましては、格別なるご協力とご理解をいただきまして誠にありがとうございます。高い席からではございますが厚くお礼を申し上げます。今日は皆様のお手元の方にコピーで申し訳ないのですが、本年度の農地中間管理事業のパンフレットが出来上がりましたので、皆様の方にお渡しをしたいと思ひます。中身の方につきま

しては特別変わった所はございませんが、機構の集積給付金の関係は、若干減額となっております。この説明はまた必要に応じてしたいと思っておりますので、またもう一回書類等持って参りまして、私の方もいろいろと回っていきたいと思っております。それであとはA4の小さい紙でございますが、コピーで申し訳ございません。見にくいかも知れませんが、農地中間管理事業の29年度末の3月までの実績ということで、各市町村別の数字を出させていただきました。資料の右上の方にNo. 1とNo. 2というものがあまして、まずNo. 1の方は借入等の…という事で、公社の方が地権者等々へ貸し出した農地という事で、それぞれ各総会等を経ましてしまね農業振興公社の方に所有権が移転している面積が記載してあります。各市町村別等もありますが、毎年、年間1500haを集積しているという事で、10年間の取り組みですが年度別に、26年から29年の実績を載せています。29年につきましては、公社の借入が9680haということでございまして、26年からはトータルは書いてございませんが、合計が約3165haという状況になっています。浜田につきましては、26年度は実績がございませんが、それ以降皆様方のご協力、ご理解をいただきまして、年次順々に増えてきている状況でございます。過去4年間でいきますと、書いてございませんが合計しますと約91haの借入となっております。続きまして2枚目、No.2貸付状況です。皆さんご存じの様に、この農地中間管理事業では、地権者の方から一旦公社の方が借り受けて、それを貸し付けると言うシステムとなっております。実際の貸付につきましては、県下全体、そこに書いてございますけど4年間で2739ha、浜田については63haという実績でございます。それで、先程申し上げました借入は全部で91ありまして、実際貸付が63ということで約28haの貸付がまだという事でございます。これは3月末に、金城を中心に法人の方が中間管理事業を活用していただきまして、その分の貸付がこれからと言う事でございますので、繰り越しと言うことになっております。実際、もう29年度の実績で書かれた数字が出て来るという状況になっております。それで今後のことではございますが、皆さんご存じのとおり農業委員会、農業会議の方も、昨年からは新しい新体制ということで農地最適化推進委員の方、それと農業委員の二本立てとなっております。今年の5月で吉

賀町が最後ということで県内の方、約19と聞いておりますけれども、全ての県内の農業委員会、農業会議の方が新体制となっております。この体制の中、振興公社の方も新しい農業委員会の体制の中で最適化推進委員会の方、それと農業委員会の方とできるだけ連絡を取りながら、またこの集積については取り組んで行こうという方針が打ち出されています。やはり現場の状況というのは、それぞれ各地域におられます最適化推進委員会の方、農業委員会の方が色々な情報を持っておられると思いますので、それを基に今後も集積等に向けまして取り組んで参りたいと思いますので、またご協力、ご理解の方をよろしくお願いします。大変簡単ですけれども報告と言うこととさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

はい、ありがとうございました。それでは事務連絡の方をさせていただきたいと思います。資料の方をご覧いただければと思います。

1点目は、浜田地区農業委員会協議会についてです。資料の方、平成30年度事業計画案ということで、1枚紙、両面表の資料があると思いますが、先月もお話しましたが、江津市地場産センターの2階の会議室を会場としまして、8月6日の11時に開催したいと思っています。昼食を含めまして、12時半から研修会と言うことで、農業会議と中間管理の講演をしていただきたいと思いますと考えております。参加される方はバスを手配しておりますので、当日9時30分までに野原町の福祉センターにお集まり下さい。自分で行かれる方はそれでも良いのですが、参加される方とバスに乗られる方の確認を取りたいと思っています。基本、参加という事で考えておりますが、この日は無理という方がおられましたら教えて下さい。(挙手してもらおう) 河野さんと、廣瀬さんと、三浦さん、岡本さん、齋藤さんの5名の方が行けないと言うことで、その他の方は参加されると言うことでよろしいですか。当日、やむを得ず行けないと言うこともあると思いますので、その時はまた教えていただけたらと思います。それで、参加される方でバスに乗らず自分で行かれるという方がおられれば教えていただきたいです。(挙手してもらおう) 橋本さん、川本

さん、小松原さん、林先生、近重さん、河野さん、小川さん、佐々岡さん、渡邊さん、小谷さんがバスには乗られないですね。自分で行かれる方は、11時からですので30分前には、地場産センターに来ていただけたらと思います。バスの方は9時半頃に総合福祉センターの方に来ていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

2点目は「農業委員等の公務災害補償制度について」です。毎年の事ですが、保険に入っていたきたいと思っております。この制度は、農業委員等が公務中に不慮の事故によって、死亡または入院、通院された場合に保険金を支払う制度です。皆さまからお預かりしている研修会費、9,000円を年2回払っていただいているものから、掛け金一人1,000円を支出させていただいて、お一人1口ずつ加入したいと思っておりますので、ご理解の方よろしくをお願いいたします。

3点目は農地パトロールについてです。大きい地図を税務課の方からもらっていますが、だいたい皆様の方にお渡しをしているのではないかと思います。あと1件くらい残っているとは思いますが、今回、小さい地図の写真が最新に代わりました。去年の航空写真で、かなり綺麗で鮮明な状態のものを用意して後ろに置いてあります。各グループに1冊、印刷をかけております。ただ、地番とかは前と変わっておりません。大きさとか地番とか。後ろの写真だけが綺麗なもの変わったと言うことです。これも後ろの方に用意しましたので、また農地パトロール等で使いたいということがあれば、参考に見てもらえればと思っております。あくまでも昔の農林課が推測で、ここが何番地でこんな形と言うのをまとめたものでございます。これはうちが持っている地図なので、あくまでも正しいかどうか分かりませんが、これは出してはいけないと言うことはありません。ただ正確かどうかは分からないと言うところがありますので、皆様に渡してある、大きなものは薄く赤くなっている部分は、何らかの調査が入ったり、何らかの測量が入ったので、協会の方にも確認しているので薄く赤くなっている部分は確実です。枠だけ囲ってあ

る、薄い赤が塗ってないところは、税務課の方が推測でしているところですので、どこで情報が歩いてもいけないのでなるべく出さないでいただきたいです。この前もお話しましたが、その辺は気を付けていただきたいと思っています。旭地区に限っては全地域、測量、地籍が終わっていますので、大きい方が正しいということになります。それで今年度、更新が何個かかかっております。今データはいただきましたので、旭でも4、5枚新しくなっていますし、地籍調査が新しく入ったところのデータを一昨日くらいにもらいましたので、これはまた皆様の方にお渡ししたいと思っております。新しくなったところがあります。去年に比べて情報が変わった所がありますので、それはそれで分かる様になりましたので、それはまた後日お渡しします。これは大きい地図の方です。今回、お渡しするのは古い分の写真だけが新しくなった地図をお渡しさせていただきます。それと台帳、持ち主とか地番とか面積とか書いてある台帳も、一緒に入れて、今回お渡ししたいと思ったのですが、何万件という件数になりますが、2月くらいから臨時が1人で入力をしていまして、去年、皆様が見ていただいた結果を、今日か明日には入力が全部できるということで、もう1週間か2週間すれば、皆様に調査していただいた結果を入力した台帳を、お渡し出来ると思っておりますので、これは出来次第、郵送で送らせていただきたいと思っております。今回は地図だけ、入力が今日か明日には終わりますので、それから少し加工しまして、基本的には農業委員の方へ郵送で送らせていただきたいと考えておりますので、地図とセットで置いておいていただければと思っております。調査の方ですが、まだ正式にやりましょうと言うことは言っておりませんが、例年の通り8月の総会から10月くらいまでと言うことで考えてはいますけれども、そろそろ準備をしたいと言われる方もありますので、資料だけでも写真、地図とか、今日にでもお渡ししたいと思っておりますし、基本的な資料ということでもう1枚、ホッチキス止めで付けておりますが、新しい方もおられますので、耕作放棄地調査とかの農地パトロールの基礎的なことを、もう1回お話の方をさせていただければと考えております。国の法律では、1枚目のところでございますけれども、8月頃、調査をすると法律で決まっております。その結果を精査しまして、

利用移行調査、新規に発生したA判定だった場合は利用移行調査をすること
うこととありますが、これを法律では11月末までにするという事になって
おります。それで、1月末までに回答をいただくということになっておりま
して、また次の年の8月頃、その移行調査の内容が、ちゃんと言われた通り
やっているかどうかと言うのを、次の年の移行調査で確認するということに
なっております。それで自分で作ると言っていたけど、やっぱり作ってない
じゃないかということになれば、その年の11月に農業委員会の方が農地中間
管理機構に、この土地について相談をしなさいと言う通知をする事になって
おります。その通知をした時点で固定資産税が自動的に上がるという様な流
れになっていますが、島根県内ではその例は、今のところ1件もないと言う
風に聞いております。法的にはそうなっているという事とありますが、次、
各種調査の関係島根県とすることとありますが、農地パトロールとすること
なのですけれど、農地法的には真ん中のところの利用状況調査とすること
ととありますが。1号遊休、2号遊休とすること、上の方を見ていただくと
耕作地、耕作しているところ、不作付け地のところが、これはあくまで耕作
地です。2号遊休の概念が農業公社や農業会議などに聞いても、中々わから
ないのですが、周り比べて一段と価値がないと言うところが2号で、農業
会議などは、一部作っていて一部作ってない、半分しか作ってない様など
ころが、2号遊休という様な言い方はしておりますが、作ってはいるが作り
方がなっとらんと言うのが2号遊休だと、荒し作りだとか何とか、よく分
からないのですが、そう言うのが2号遊休となっていますが、これはあくま
でも作っている農地が2号とありますが。再生が可能な荒廃農地、管理をさ
れていないのが1号遊休農地というのが農地法での考え方になっております。
この1号遊休が荒廃農地調査という農地の調査も兼ねて農地パトロールをや
っているのですが、これのA判定と一緒にという考え方であります。この1
号とA判定というのは一緒。農地ではない荒廃農地だけれども、まだ再生が
可能というのがA判定＝（イコール）1号遊休です。それで、利用状況調査
の方は、その2つの1号、2号を調べると言うことになっているのですが、
荒廃農地の方はB判定、非農地のところも調査をするということになって
おりまして、

農地パトロールで利用状況調査と荒廃農地調査も一緒に調査プラス作っているところも調査すると言うことで、兼ねてやっているのがうちでいう農地パトロールと言うこととございます。B判定は、浜田市は他の町村に比べて3倍くらい、桁が違うくらい多いと言うことになっておりまして、島根県内でも断トツでトップという結果になっております。調査の仕方にもよると思うのですが、中を見ると浜田の旭と三隅はBがほとんどありません。ほとんどのBは浜田、弥栄、金城です。合併したときのデータの持ち方といいますか、とにかくBが多いと言うことになっております。内訳的には浜田、弥栄、金城がほとんどと言う様なかたちになっておりますけれども、この2つを調査するということで、なかなかこれが1番大変だということは理解しておりますし、これがあるから辞めたいという話もよく聞いております。過去1回、目合わせ等もしたのですが、なかなかやっぱり難しいです。国が言っているA判定、1号遊休それから、B判定の資料というものを載せております。A判定、再生利用が可能な荒廃農地ということで、これはご一読いただければと思うのですが、国が言っているのは、草を刈ってトラクターに入れて出来るものはあくまでも農地だと、それに何らかワックション入れたものがA判定だという言い方をしております。ここで言えば、重機か何か入れて抜根、区画整理と言う、まあ区画整理するとなるとちょっとあれだと思いますが、基本的には草を刈って何かしないとトラクターを入れても駄目だと言うのを、A判定という言い方をしております。赤いページがあると思いますが、それがBと言うことで、Bは色々しなければいけないと、暗渠も入れなければならないという様なものだったら、もうBですよ。うちで言う非農地、非農地転用統制外も非農地と同じことではあるのですが、そういうのが非農地と言うことで国の方ではなっておりますけれども、今まで私達が言っていたのは、あくまでも今は草が生えているけれども、1年に1回は草を刈っていると思えば、まだそれは荒廃農地でなく保全管理で良いと思います。2年も3年も何にもしてないと思われればA判定という認識でいいと思います。本来そのAがずっと何年か続いて、概ね20年続いて、木とかも生えて来てと言うことになれば、Bと言うのが本来の建前という筋論ではあるのですが、そこはやはり

判断がなかなか難しいところで、これはもう少々やっても無理かなというのは、Bでいいと思います。まだ手を加えれば何とかなるなと思えば、Aと言う風なところで難しいとは思いますが、調査の方をしていただければと思っております。最後にこれも何回かお達しはしておりますが、不作付け地の事例と言うことで、国の方が出しているものを載せておりますので、ご覧をいただければと思っております。茅とかちょっとした木が生えれば荒廃農地だと、草がちょっと生えているだけだったら、これはあくまでも不作付け地と言う様な判断と言うことになっております。これを機に皆さん、パートナーと言いますか、農業委員、推進委員おられますので、農地パトロールについての様にやって行くのかと言うのを、またご検討いただけたらと思っております。その時間については、推進交付金の算定になりますので、何時から何時というのを付けておいてもらいたいと思っております。農地パトロール、それから集積にかかる時間とかは、推進交付金にカウントされます。過去に金城の方などは、集積で農家の方に一緒に行かれたりしているので、その辺は、うちも把握が出来ておりませんがきちんと付けておいてもらいたいと思っておりますし、特に金城とか、旭でも少しありましたが、まちづくり単位で耕作放棄地を、どの様に解消するか等、会議があるから出て話をするとかと言った話を聞いたことがあります。そういう時間も活動の時間にカウントして問題ないと思っておりますので、そのまちづくりやそう言ったので、耕作放棄地だとかの関係の会議とかに出られたり、現地を見られたりした場合は時間を付けておいてもらいたいと思っております。一応、紙ベースで5枚か6枚、4月にお渡ししていると思うのですが、紙がいるという方があれば、お渡ししますし、いつどこで誰とどういう話を何時から何時までした、現地を見たという様なものを手帳か何かにも付けておいていただければと思っております。その集計は、うちの方もまたしなければいけないとは思っているのですが、なかなか出来てないと言うのが現状で申し訳ないと思っております。しかし、転用の確認に一緒に行ったと言うのは、普通の業務になりますので駄目です。ですが集積、遊休農地の関係と言うのは、また違った時間等付けておいていただければ、補助金をもらえますので付けておいていただければと思っております。

ます。すみません長くなりましたが、事務局からは以上です。

会 長 ただいま事務局から色々ありました。特にこれから農地パトロールが始まります。この度、新しく農業委員、推進委員なられた方は初めてですのでなかなか難しいと思いますが、先輩委員にお聞きになられたり、あるいは一緒に回られたりしながら、今回目的を達成していただきたいと思っております。その他全体を通じて、何かありませんでしょうか。

 無いようですので、以上を持ちまして、第6回総会を終了したいと思います。冒頭申し上げましたが、まだまだ暑い日が続くと思いますが、どうか体をご自愛いただきましてご活躍をご祈念申し上げます。ありがとうございました。

 終了 午前10時32分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

